

※様式は、この冊子内からコピーするか、県選管ウェブサイトからダウンロードしてください。

様式番号	届出の種類	届出の時期	備考
1	政治団体設立届	組織した日から 7 日以内	会則又は規約等を添付。 郵送による提出はできない。 政党の支部については、政党の状況等に関する届(様式 16)及び支部証明書(様式 17)の添付が必要。
2	被推薦届	設立届又は異動届に添付	県知事、県議会議員、指定都市の市長、指定都市の議会議員に係る政治団体で、税制上の優遇措置を受ける場合に必要。
3	届出事項等の異動届 (事務所所在地等)	異動の日から 7 日以内	事務所の所在地、活動区域、会則等の変更の場合。 郵送による提出はできない。
4	届出事項等の異動届 (代表者等)	"	代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者の変更があった場合。 郵送による提出はできない。
5	届出事項等の異動届 (国会議員関係政治団体)	"	政治資金規正法第 19 条の 7 に規定する国会議員関係政治団体に該当することとなった場合、または該当しなくなった場合。 郵送による提出はできない。
	収支報告書	原則として翌年の 3 月末まで。 ただし、国会議員関係政治団体については原則として翌年の 5 月末まで。	毎年、1 月～12 月までの収支状況を報告。 支出については、その種類、金額により領収書等の写しの添付が必要となる場合がある。
6	寄附金(税額)控除のための書類	収支報告書に添付	税制上の優遇措置の適用を受ける個人の寄附で、収支報告書に寄附の内訳が明記されたもの。 政党、国会議員、県知事、県議会議員、指定都市の市長及び議会議員の職にある者又は候補者の推薦支持を本来の目的とする政治団体に対する寄附が対象。
7	政治団体解散届	解散から 30 日以内。 ただし、国会議員関係政治団体については、解散から 60 日以内。	解散までの収支報告書の添付が必要。 収支報告書の宣誓書には会計責任者に加え代表者の氏名が必要。
8	証票交付申請書 (候補者等)	政治活動のために使用する事務所に看板等を掲示するとき	衆議院(比例代表)、参議院(比例代表)関係は中央選挙管理会へ提出。 市町長、市町議員関係は当該市町の選挙管理委員会へ提出。 衆議院(小選挙区)、参議院(選挙区)、知事、県議関係は県選挙管理委員会へ提出。
9	証票交付申請書 (後援団体)		
10	証票再交付申請書 (候補者等)		
11	証票再交付申請書 (後援団体)	証票を紛失、汚損したとき	

様式番号	届出の種類	届出の時期	備考
12	資金管理団体指定届	指定の日から 7 日以内	政治団体の設立時から指定をする場合は、設立届と同時に提出。 候補者一人につき 1 団体のみ、当該公職の候補者本人が代表者である政治団体（政党を除く）を指定可能。
13	資金管理団体届出事項の異動届	異動の日から 7 日以内	資金管理団体指定届の内容に異動がある場合に、届出事項等の異動届と同時に提出。
14	資金管理団体指定取消届	取消の日から 7 日以内	指定を取り消す場合に提出。
15	資金管理団体でなくなった旨の届	事由発生の日から 7 日以内	指定をした団体が資金管理団体でなくなった場合（解散時など）に提出。
16	政党の状況等に関する届	設立届に添付	政党の支部を設立した場合に必要。
17	支部証明書	設立届又は異動届に添付	政党の支部を設立した場合、及び政党支部の名称・所在地・活動区域に異動があった場合に必要。
18	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	〃	政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する国会議員関係政治団体(2 号団体)に該当することとなった場合に必要。
19	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	〃	政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する国会議員関係政治団体(2 号団体)に該当しなくなった場合に必要。
20	国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出	該当する寄附額に達した旨の通知を受けた日から 7 日以内	政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 2 項の規定により国会議員関係政治団体とみなされた団体になった場合に必要(令和 8 年 1 月 1 日以降)。
21	委任状	必要に応じ届出に添付	届出名義人の記名のみの文書を代理人が提出する場合に必要。

(注 1) 政治団体は、設立の届出をした日以後でなければ、寄附を受け、又は支出することはできません。

(注 2) 2 年間連続して収支報告書の提出のない政治団体は、2 年次の収支報告書の提出期間を経過した日以後、設立の届出をしていない団体とみなされ、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなります。

(注 3) 年間に収支が無かった場合や（注 2）に該当することとなった団体についても、収支報告書は必ず提出しなければなりません。

＜各種届出の氏名欄における本人確認（押印等）について＞

区分	提出方法	
記名（自書以外）及び押印	そのまま提出が可能	
署名（自書）		
記名のみで、本人が提出	届出時に、本人確認書類（※）の提示又は提出が必要	様式番号 2、17、18、19、21 は不可
記名のみで、代理人が提出	届出時に、代理人の本人確認書類（※）及び委任状の提示又は提出が必要	
政治資金関係申請・届出オンラインシステム（インターネットでの提出）	届出時の押印や署名は不要 (事前にオンラインシステムに対し利用申請が必要)	

（※）運転免許証その他官公署が発行した免許証、個人番号カード、パスポート（旅券）、住民票の写しや戸籍謄本（抄本）等